

1 主な定額保険の種類

★★★

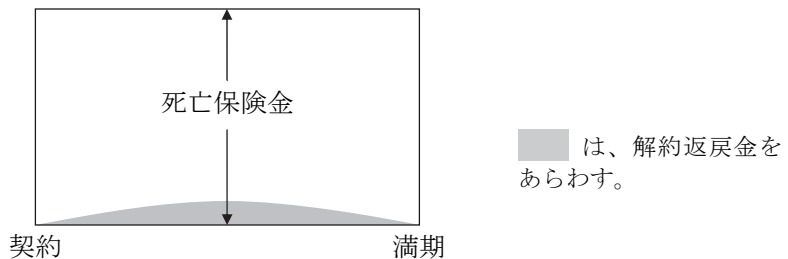
定期保険、終身保険、養老保険、個人年金保険など

Theme

1 定期保険

保障が一定期間に限定されている保険です。保険期間内に被保険者が死亡または高度障害になった場合に保険金が支払われます。保険期間が終了すると、「更新」という形で保障を継続できるものもあります。

満期保険金はありません。貯蓄性が低い分保険料は割安です。保険期間中の解約返戻金は少なく、保険期間終了時にはゼロになります。

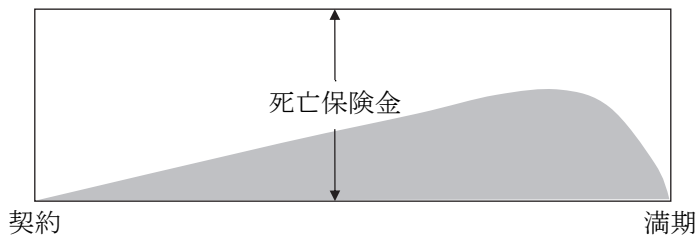


(1) 平準定期保険

保険金額が保険期間中一定で変わらない定期保険です。

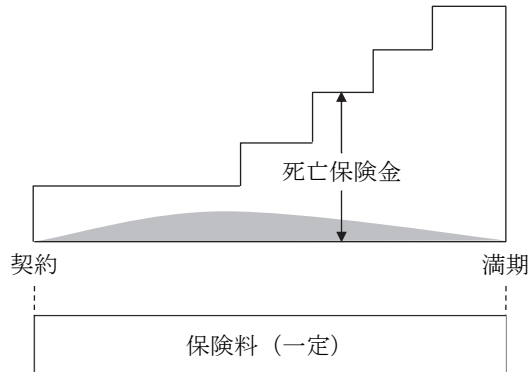
(2) 長期平準定期保険

保険期間が長期の定期保険です。保険期間が相当な長期にわたるため、高水準の解約返戻金が発生します。そのため、主に役員の死亡退職金および生存退職金の資金準備の目的で活用されます。貯蓄性は高いといえますが、保険料は終身保険より割安です。



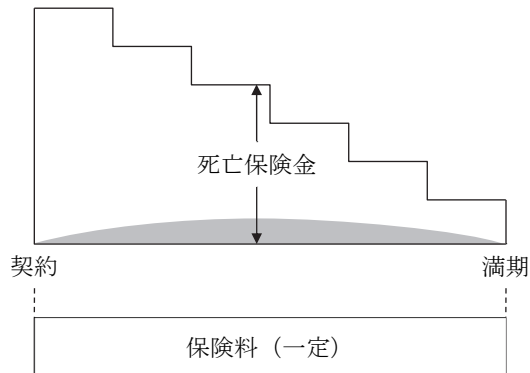
(3) 遡増定期保険

契約後、保険期間満了までに保険金額が契約当初の金額から5倍まで増加する定期保険です。ただし、**保険期間中の保険料は一定です**。解約時期によっては解約返戻金が多くなるため貯蓄性が高く、法人契約で多く利用されています。



(4) 遡減定期保険

契約後一定期間ごとに一定の割合で保険金額が減少する定期保険です。ただし、**保険期間中の保険料は一定です**。時の経過にともなって必要保障額が減少する場合に利用されています。

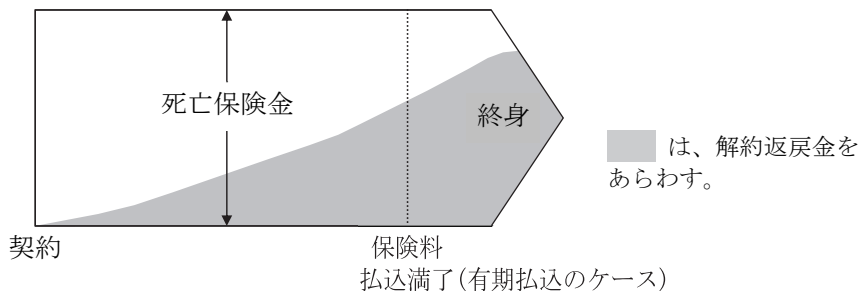


2 終身保険 **頻出！**

保障が一生涯（終身）続く保険です。被保険者が死亡または高度障害になった場合に保険金が支払われます。**満期保険金はありません。貯蓄性が高い分保険料も高く、解約返戻金も多くなっています。**

保険料の払込み方には、一生涯払い続ける終身払込みと、一定期間で終了する有期払込みがあります。

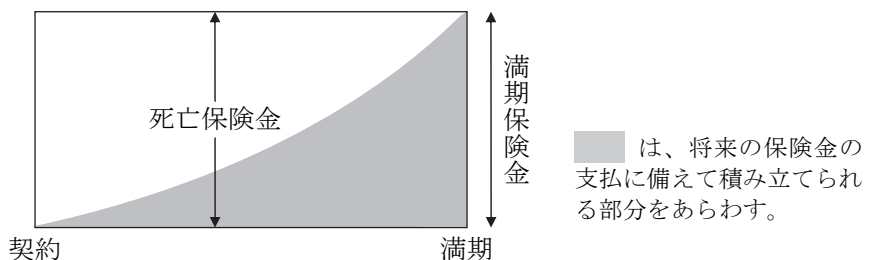
保険料の払込みが満了すると、そのまま死亡保障を継続するほか、年金保険や介護保障などに保障内容を移行できます。したがって、死亡保障だけでなく老後生活資金準備としても活用できます。

**■ 低解約返戻金型終身保険**

保険料払込期間中の解約返戻金が、通常の終身保険よりも低く抑えられており、保険料払込満了時には通常の終身保険と同程度になる保険です。保険金額や保険料払込期間が同一であれば、通常の終身保険よりも保険料が割安となります。

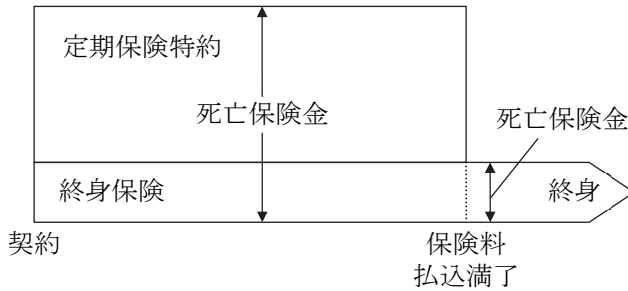
3 養老保険 **頻出！**

保険期間が一定期間限定の保険です。保険期間中に被保険者が死亡したときには死亡保険金が支払われ、満期時に生存していたときには**満期保険金**が支払われます。**死亡保険金と満期保険金は同額です。貯蓄性が高い分、保険料も高く、解約返戻金も多くなっています。**



4 定期保険特約付終身保険（定期付終身）

主契約の終身保険に定期保険特約を一定の範囲内で付加して、一定期間の死亡保障を大きくした保険です。比較的安い保険料で大きな保障を得られるため、一定期間に大きな保障が必要な場合に利用されます。



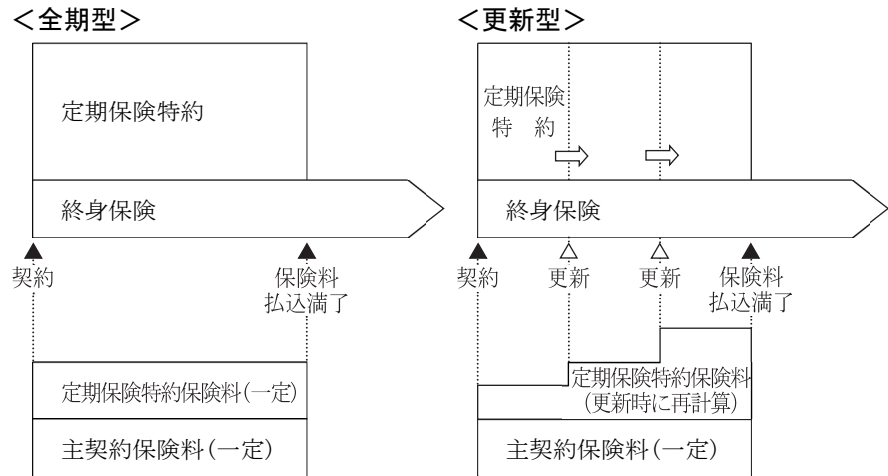
定期保険特約は、保険期間の設定により、一定期間で更新する**更新型**と、保険料払込みが終了するまで更新がない**全期型**の2つのタイプがあります。更新型では、契約から10年・15年などを当初の特約保険期間として、特約保険期間が満了するごとに、**終身保険の払込期間満了までを限度として更新していきま**す。

《更新とは》

定期保険（特約）、医療保険（特約）などの場合、保険期間が満了したときに、**健康状態に関係なく**、原則としてそれまでと同一の保障内容・保険金額で保障を継続できる制度を「更新」といいます。

更新の際、**更新時の年齢、保険料率によって保険料が再計算**されるため、保険料は通常高くなります。

自動更新となるため、更新を希望しない場合は申し出る必要があります。



《全期型と更新型の保険料のまとめ》

	当初保険料	トータルの保険料
全期型	高い	安い
更新型	安い	高い

(参考) 定期保険特約付養老保険 (定期付養老)

主契約の養老保険に定期保険特約を一定の範囲内で付加して死亡保障を大きくした保険です。

5 アカウント型保険 (自由設計型保険：利率変動型積立終身保険)

アカウント型保険とは、払込保険料が積立ての主契約部分（アカウント）に入り、保障のための保険料はそこから支払われる仕組みになっている保険です。保険料払込期間満了後は、積立金の残額に応じて終身保険や年金保険に移行することも可能です。

積立部分に適用される予定利率は、市場の金利動向に応じて一定期間ごとに見直され変動しますが、最低保証が設けられています。

ケーススタディ

生命保険の一般的な商品性に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、記載のない特約については考慮しないものとする。

1. 収入保障保険の死亡保険金を年金形式で受け取る場合の受取総額は、一時金で受け取る場合の受取額よりも多くなる。
2. 低解約返戻金型終身保険は、他の契約条件が同じで低解約返戻金型ではない終身保険と比較して、保険料払込期間中の解約返戻金が低く抑えられており、保険料が割安に設定されている。
3. 定期保険特約付終身保険（更新型）では、定期保険特約を同額の保険金額で自動更新すると、一般的に、更新後の保険料は更新前よりも高くなる。
4. 養老保険は、被保険者に高度障害保険金が支払われた場合、保険期間満了時は、満期保険金から高度障害保険金相当額が控除されて支払われる。

正解 4

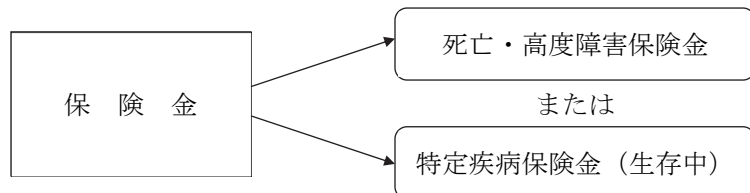
4. 養老保険に限らず、生命保険契約では、被保険者に高度障害保険金が支払われた時点で契約は消滅する。

6 特定（三大）疾病保障保険（特約） **頻出！** **実技頻出**

三大疾病（ガン、急性心筋梗塞、脳卒中）を対象とした保険です。保障期間が定期タイプと終身タイプがあります。

<特長>

- ① ガン、急性心筋梗塞、脳卒中により所定の状態に該当した場合、生前に死亡保険金と同額の特定疾病保険金が支払われます。特定疾病保険金が支払われた時点で契約は消滅するため、その後死亡しても死亡保険金は支払われません。
- ② 特定疾病保険金が支払われることなく死亡または高度障害状態に該当した場合は、その原因にかかわらず死亡・高度障害保険金が支払われます。



7 生存給付金付定期保険

保険期間中に死亡したときに死亡保険金が受け取れ、生存していれば一定期間が経過するごとに保険期間の途中で生存給付金（祝い金、ボーナス）が支払われます。生存給付金が支払われても死亡保険金の額は変わりません。

8 こども保険、学資保険

子供の入学や進学にあわせて、生存給付金（祝金）や満期まで生存したときに満期保険金が支払われる保険です。通常は親が契約者、子供が被保険者になって加入します。保険期間中に契約者（親）が死亡した場合、それ以降の保険料の払込みは免除されますが、祝金や満期保険金は契約通り支払われます。育英年金が支払われるタイプもあります。被保険者（子）が死亡した場合、既払込保険料相当額の死亡給付金が支払われます。

ケーススタディ

生命保険の一般的な商品性に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 特定疾病保障保険は、ガン、急性心筋梗塞、脳卒中以外の原因で死亡した場合でも死亡保険金が支払われる。
2. 生存給付金付定期保険の被保険者が死亡した場合、すでに支払われた生存給付金の額は差し引かれずに死亡保険金が支払われる。
3. こども保険は、保険期間中に契約者が死亡した場合、以後の保険料の払い込みが免除されるが、被保険者が満期まで生存していれば祝金や満期保険金を受け取ることができる。
4. こども保険は、被保険者である子の所定の年齢に応じて支給される祝金や満期保険金は、子の教育費用に充当しなければならない。

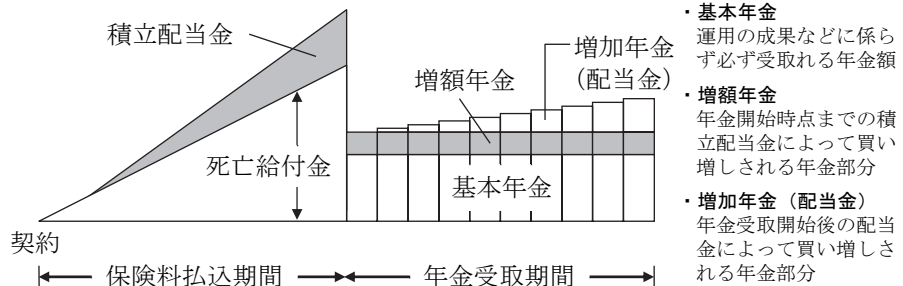
正解 4

祝金や満期保険金の使途について制限は設けられていない。

9 個人年金保険 頻出！

個人年金保険は、契約時に定めた一定期間保険料を支払い、一定の年齢から年金が受け取れる保険です。基本年金額が毎年一定の「定額型」と、一定期間ごとに増えていく「逓増型」などがあります。年金受取開始前に被保険者が死亡した場合に支払われる死亡給付金の額は、一般的に死亡時点での既払込保険料相当額です。

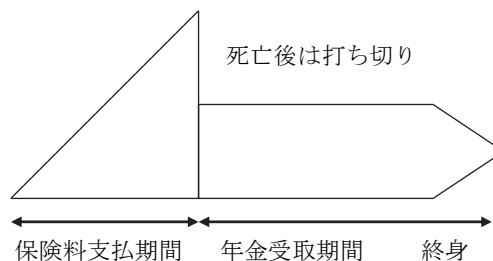
(参考) 個人年金保険の仕組み図 (定額型)



個人年金保険の受け取り方に応じて、一生涯受け取るタイプ（終身年金、保証期間付終身年金、夫婦年金）と、一定期間だけ受け取るタイプ（確定年金、有期年金、保証期間付有期年金）とに分けることができます。

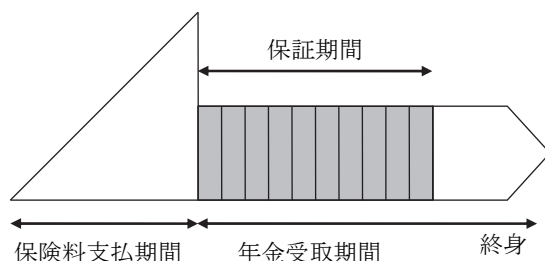
(1) 終身年金 頻出！

被保険者が生存している限り年金が支払われます。死亡した時点で年金は打ち切りとなります。被保険者の契約年齢など、他の条件が同じ場合は、保険料は男性より女性の方が高くなります。



(2) 保証期間付終身年金 **頻出！**

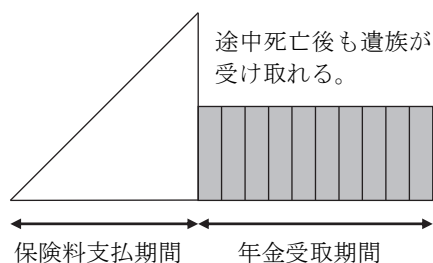
保証期間中は被保険者の生死にかかわらず年金が支払われ、その後は生存している限り年金が支払われます。保証期間中に死亡した場合、残りの保証期間分の年金（または一時金）が遺族に支払われます。保証期間が長いほど保険料は高くなります。



※ 図の中で■の部分、は、生死に関係なく必ず支払われる部分です。■の期間内に死亡した場合は、残りの■の部分、を遺族が受取ることができます。以下同様。

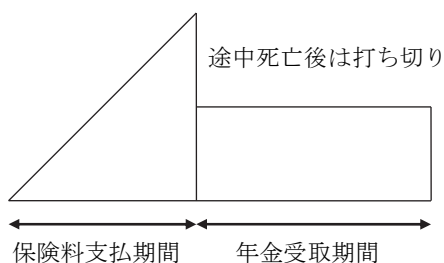
(3) 確定年金 **頻出！**

被保険者の生死にかかわらず、あらかじめ定められた一定期間だけ、年金が支払われます。年金受取期間中に死亡した場合、残りの期間分の年金（または一時金）が遺族に支払われます。



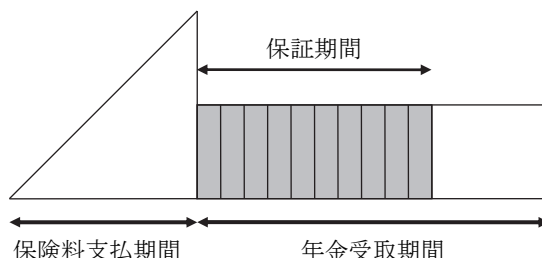
(4) 有期年金

被保険者が生存している限り、あらかじめ定められた一定期間だけ年金が支払われます。年金受取期間中に死亡した場合、その時点で年金は打ち切りとなります。このため、他の条件が同じ場合、保険料は確定年金より安くなります。



(5) 保証期間付有期年金

保証期間中は被保険者の生死にかかわらず年金が支払われ、その後は生存している限り、あらかじめ定められた一定期間だけ年金が支払われます。保証期間中に死亡した場合には、残りの保証期間分の年金（または一時金）が遺族に支払われます。保証期間が長いほど保険料は高くなります。



(参考) 夫婦（連生）年金

夫婦のいずれかが生きている限り年金が支払われます。夫婦の一方が死亡した場合、もう一方の配偶者が死亡するまで年金が支払われます。一般的に、夫婦とも生存している間に支払いが開始しますが、夫婦のどちらかが死亡した時点で年金支払いが開始するタイプもあります。このタイプでは、年金支払い開始時期は一般的に遅くなりますが、通常のタイプに比べて保険料は安くなります。

ケーススタディ

個人年金保険の一般的な商品性に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 保証期間付終身年金では、保証期間中に被保険者（＝年金受取人）が死亡した場合には、被保険者の相続人が継続して保証期間満了まで年金を受け取ることができる。
2. 保証期間のない有期年金では、年金支払開始後10年、15年など契約時に定めた期間中に被保険者（＝年金受取人）が死亡した場合には、被保険者の相続人が残りの年金支払期間分の年金現価を一時金で受け取ることができる。
3. 確定年金では、年金支払開始後10年、15年など契約時に定めた期間中は、被保険者の生死にかかわらず年金を受け取ることができる。
4. 定額個人年金保険は、他の契約条件が同じ場合、保険料の払込満了から年金受取開始までの据置期間が長い方が、受け取る年金額は多くなる。

正解 2

2. 保証期間のない有期年金は、被保険者が契約時に定めた期間中、生存していれば年金が受け取れるが、死亡を以って終了する。

2 変額保険

★★

変額保険は特別勘定で運用され、運用リスクは契約者が負う

Theme

1 変額保険とは

変額保険とは、資産を主に株式や債券等の有価証券に投資し、運用実績に応じて保険金額などが変動する生命保険のことです。

(1) 自己責任型の保険

変額保険では、運用成果が良ければ受け取る保険金の額などが大きくなり、運用成果が思わしくなければ小さくなります。したがって、**運用リスクは契約者に帰属**しています。

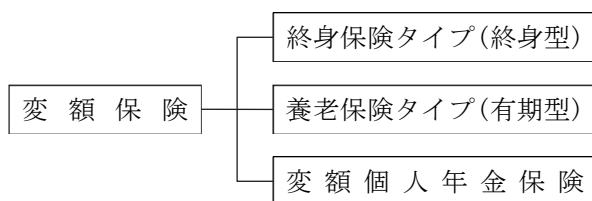
なお、変額保険では、生命保険としての死亡保障を持つように、**死亡・高度障害保険金はあらかじめ定められた基本保険金額が保証されています**。満期保険金額と解約返戻金額に保証はありません。

(2) 変額保険と特別勘定

変額保険の資産は、定額保険の資産に関する勘定（一般勘定）とは明確に区分して、別の勘定（特別勘定）を設けて運用および経理を行います。

(3) 変額保険の種類

変額保険には、終身保険タイプの変額保険（終身型）と養老保険タイプの変額保険（有期型）と変額個人年金保険の3つの種類があります。

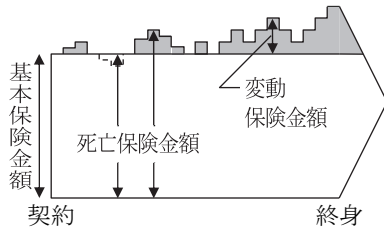


2 終身型と有期型

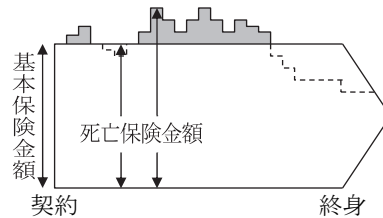
(1) 終身保険タイプ（終身型）

変額保険（終身型）は、一生涯の保障があり、資産は運用実績にもとづいて毎月増減します。死亡・高度障害保険金は契約時に定めた基本保険金額が保証されていますが、解約返戻金額は保証されていないため基本保険金額や、払込保険料相当額を下回ることもあります。

<基本保険金額を上回った場合>



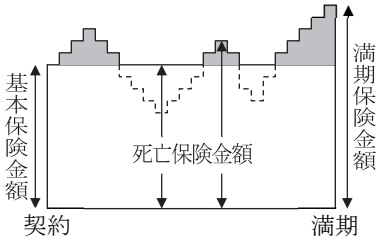
<基本保険金額を下回った場合>



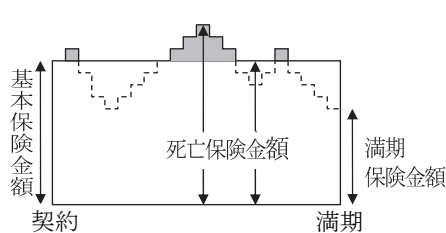
(2) 養老保険タイプ（有期型）

変額保険（有期型）は、満期までの保障があり、満期まで生存した時には満期保険金が支払われます。資産は運用実績にもとづいて毎月増減します。死亡・高度障害保険金は契約時に定めた基本保険金額が保証されていますが、満期保険金額・解約返戻金額は保証されていないため、基本保険金額や、払込保険料相当額を下回ることもあります。

<基本保険金額を上回った場合>



<基本保険金額を下回った場合>



《終身型と有期型のまとめ》

	終身型（終身タイプ）	有期型（養老タイプ）
死亡・高度障害保険金	最低保証あり	最低保証あり
解約返戻金	保証なし	保証なし
満期保険金	—	保証なし

《変額保険と定額保険の比較》

項 目	変 額 保 険	定 額 保 険
死亡・高度障害保険金	運用実績により毎月1回変動。ただし基本保険金額は保証	一定 (配当による買増分等を除く)
満期保険金 (有期型の場合)	満期時における積立金。 運用実績により変動(保証なし)	一定 (配当による買増分等を除く)
解約返戻金	運用実績により毎日変動 (保証なし)	払込年月数等により計算した所定の額
資産の管理・運用	特別勘定	一般勘定
運用リスクの帰属	契約者	保険会社

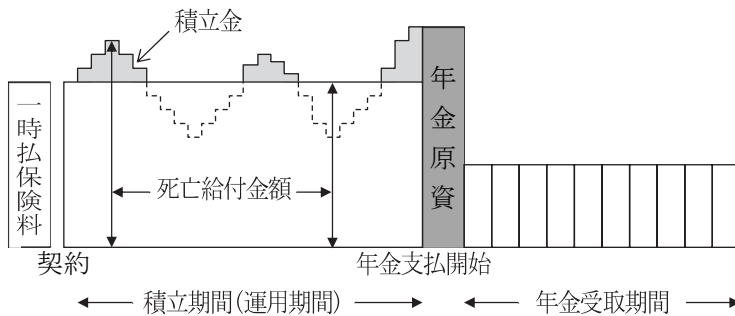
3 変額個人年金保険 頻出！

変額個人年金保険は、資産の運用実績により、将来受け取る年金等が変動する個人年金保険です。「変額年金」、「投資型年金」とも呼ばれます。年金支払開始前に死亡した場合、死亡給付金は運用実績に応じた金額が支払われますが、既払込保険料相当額が最低保証されています。解約返戻金は運用実績により変動し、最低保証はありません。

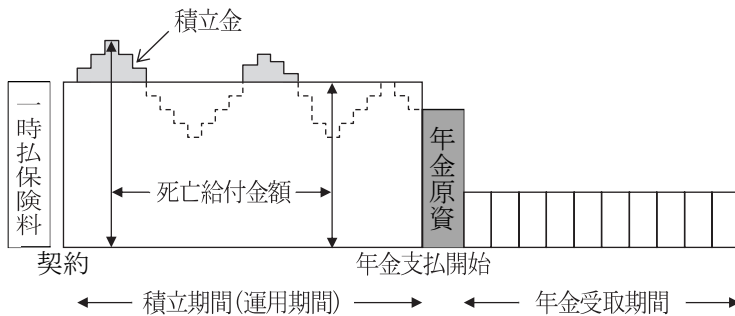
年金原資については、払込保険料の一定割合を最低保証するタイプもあります。

なお、変額個人年金保険は、保険会社や商品ごとに商品内容がかなり異なります。現状は保険料一時払いの商品が主流となっていますが、月払いなどの商品も販売されています。

<年金原資が払込保険料を上回った場合（保険料一時払い）>



<年金原資が払込保険料を下回った場合（保険料一時払い）>



■ 変額個人年金保険と投資信託の違い

1つ1つの特別勘定（ファンド）は、具体的には「投資信託」となっており、変額個人年金保険は「保険のついた投資信託」といわれることもあります。投資信託を個別に購入・保有する場合と、変額個人年金保険の特別勘定として購入・保有する場合とでは、次表のように違いがあり、特に税制や費用（コスト）が大きく異なります。

		変額個人年金保険	投資信託
保障	死亡保障	死亡給付金・災害死亡給付金 (死亡時元本保証があるものが一般的)	時価
税制	支払時	一般の生命保険料控除の対象	—
	運用時	非課税	20%が源泉徴収
	解約時	一時所得 ^{※1}	
	積立期間中の死亡	所得税または相続税の課税対象 ^{※2}	時価
	年金受取時	雑所得	—
費用	購入時	販売手数料は保険料に含まれている	販売手数料があるものとないものがある
	運用時	運用関係費用・保険関係費用が発生	運用関係費用が発生
	解約時	経過年数に応じ、所定の解約控除が発生	一部、信託財産留保額が必要なものもある
告知		あり	なし
破綻時の取扱い		生命保険契約者保護機構の補償の対象	受託会社による分別管理

※1 一時払の変額年金（終身年金タイプを除く）を、契約後5年以内に解約した場合は、金融類似商品として、20%源泉分離課税となります。

※2 「保険契約者（＝保険料負担者）」である契約では、生命保険金の非課税枠が適用されます。

（参考）

変額保険を販売するためには、生命保険募集人の資格と共に、変額保険の販売資格が必要です。また、販売に際しては、資産の運用方法や商品の仕組みについて、書面を用いて説明することとされています。

ケーススタディ

変額保険の一般的な商品性に関する次の記述のうち、不適切なものはどれか。

1. 変額個人年金保険の解約返戻金額は運用実績に応じて変動するが、死亡給付金については、既払込保険料相当額が最低保証される。
2. 確定年金タイプの保険料一時払変額個人年金保険を、契約締結後5年以内に解約した場合、その解約差益は金融類似商品として源泉分離課税の対象となる。
3. 変額個人年金保険では、運用期間中の運用収益に対しては課税されず、解約時や年金支払時まで課税が繰り延べられる。
4. 変額個人年金保険は、被保険者が年金受取開始前に死亡した場合、死亡給付金額は既払込保険料相当額である。

正解 4

死亡給付金額は、資産の運用実績が既払込保険料総額を下回った場合は既払込保険料相当額が最低保証されるが、運用実績が良かった場合は運用で得られた変動保険金額が加算された金額となる。